

# 民事司法改革への取り組みとグランドデザインの策定

弁護士 中本 和洋  
(大阪弁護士会)

2001年に司法改革審議会意見書が発表されて既に10年が経過した。刑事司法においては、裁判員制度が導入され、証拠開示や尋問方法等、刑事裁判手続は大きく変わった。民事司法については、行政訴訟の改正、民事訴訟法の一部改正等が行われたが、抜本的改革には程遠く、改革としては取り残されている状況にある。

民事司法の中核をなす、民事裁判の現状は迅速化については改善されつつあるが、裁判の適正という観点からは、証人尋問や検証は大きく減少し、控訴審の取消率も依然として25%前後と高率であり、課題が多い。また民事裁判には費用と時間がかかるとして利用者の満足度も依然として低い状況にある。行政訴訟は、原告適格の拡大や義務付け訴訟の新設等見るべき訴訟法の改正がなされたが、その後の判決を見る限り、改革としては、なお不十分であると言わざるを得ない。また、家事事件は、離婚や子の監護、成年後見、相続事件等、近年事件数は増加しているが、これに対応する家庭裁判所の人的・物的施設はあまりにも不十分である。また、離婚事件の代理人選任率は、2割程度と低く、多くの家事事件は、弁護士の援助を受けずに適正な解決が得られていないのが現状である。

このような、民事司法の現状を抜本的に改革するため、日弁連では、2011年6月、民事司法改革推進本部を設置し、市民をはじめ全ての人々にとってより利用し易く頼りがいのある、公正な民事司法を目指し、民事司法改革に取り組んでいる。2012年2月、日弁連は民事司法改革の基本的視点と方向性を明らかにし、民事司法改革諸課題の全体像の把握と、各課題の検討及び実現の進捗状況を検証するための基本文書としてグランドデザインを策定した。グランドデザインは、民事・家事・行政事件及び、人的・物的基盤整備の主要な4つの課題について整理してあり、以下にその概要を紹介する。

民事事件における1審訴訟事件の平均審理期間は6.8月までに短縮されているが、これをさらに短縮するには、簡易・迅速な新しい制度、例えば民事審判制度の創設や、さらなる証拠開示制度、証拠収集制度の導入が必要である。日弁連では、既に文書提出命令及び当事者照会制度の改正案を提言している。さらに米国のデポジションを参考にした陳述録取制度や損害賠償制度の改革、民事執行制度の強化についても検討中である。司法アクセスを拡充するためには、提訴手数料の低・定額化を図る他、弁護士費用の改革が重要である。日本

の弁護士費用は、9割以上が自己負担となっており、民事扶助と弁護士費用保険の拡充が喫緊の課題である。現在、弁護士費用保険は、交通事故の損害賠償保険の特約として売られているが、これをドイツの様に、一般民事事件にまで対象を拡大して、市民が民事紛争に巻き込まれた際に弁護士費用の負担を気にせず、弁護士に事件を相談したり、依頼できるようにしなければならない。

家事事件については、2011年家事事件手続法が制定され、2013年に施行されることになっているが、この適正な運用が求められる。また、遺産分割事件に関しては、遺産や相続人の範囲に関する紛争など遺産分割関連事件についても、これらを総合的に解決するための手続や弁護士の関与率を高めるための方策を検討しなければならない。

行政訴訟法は、2004年、原告適格の拡大、出訴期間の延長、義務付け・差止訴訟の法定、仮の救済要件の改正等が行われたが、原告適格は僅かしか拡大しておらず、差止訴訟、非申請型義務付け訴訟など、訴訟要件が厳格であり、利用し易いものになっていない。2割近い高い却下率や、1割強という極めて低い国民勝訴率から、国民は行政訴訟を諦めている。行政訴訟を利用し易く、行政をチェックする公正な制度とするには、厳格な訴訟要件の緩和に加え、裁量行政を打破するために、裁判所による裁量審査の条文化等、さらなる行政事件訴訟法の見直しが必要である。

また、利用し易く頼りがいのある公正な民事司法を実現するためには、あらゆる地域で、全ての人々が、平等な司法サービスを受けられなければならない。そのためには、裁判官の増員と裁判所支部の充実をはじめとする裁判所の人的・物的基盤の整備が必要不可欠である。